

西宮市議会議員 はまぐち仁士

街の声を大切に作る身近な政治を目指して



- | | |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1 日本共産党他が提出の口利き防止条例修正案は反対多数で否決! | 2 市職員の不祥事を防ぐ内部公益通報の強化が必要不可欠です! |
| 3 市内体育館が借りにくい状況を改善して多くの方が利用できる環境を! | 4 定期予約待ち132名! 阪急苦楽園口駅周辺の駐輪場が足りません! |

市政報告 No.13 2018年10月

プロフィール

1972年6月西宮生まれ。既婚3児の父。市立大社幼稚園、市立苦楽園小学校、市立苦楽園中学校、兵庫県立西宮甲山高等学校卒業。16年間の飲食店経営を経て2015年4月に行われた西宮市議会議員選挙にて1983名からのご信託を頂き初当選。2018年教育こども常任委員会副委員長を拝命。

1 6月に可決・成立した口利き防止条例。これに対して、日本共産党議員団は録音に関する規定の削除や施行日の延期を求めた条例改正案を提出するも反対多数で否決となりました!



市職員を不当な要求等から守るため、口利き防止条例では「要望等を記録すること」「必要な場合はその内容を録音することができる」と定めています。これは不当要求に対する法的処置や業務停止命令など、必要な措置を実施する為の証拠として用いることを目的とするものです。この条例について、日本共産党議員団5名と無所属のよつや黨議員は、録音に関する規定の削除と、施行日を本年10月1日から翌年4月1日に改めるための条例案を提出しました。

しかし口利き防止条例には記録の例外（注）を設けており、市民への対応の大半はこれに該当します。制度を運用する当局は『録音を行うケースは「不当要求行為に該当するようなケース」や「正確な記録のため必要と認める場合」に

限定され、すべての要望等を録音することは想定していない』との認識を示しており、修正案の内容は過剰な解釈としか言いようがありません。

条例に定められた記録の対象には議員も含まれます。この度の修正案は、多くの西宮市民が「西宮市議会では録音をされると不都合なことでもあるのか」といった不信感を抱かせかねない内容です。修正案は共産党と無所属のよつや黨議員以外に市民クラブ改革も賛成、無所属議員1名は退場しましたが、口利き防止条例を提案した会派・ぜんしんをはじめ、政新会（自民党）、公明党、維新プラス、無所属議員2名によって、反対多数で否決となりました。

*条例第5条では以下の内容を記録の例外とし、記録を取らないと定めている。(1) 公式又は公開の場において行われる要望等であって、議事録その他これに類するものに記録がなされるもの(2) 他の法令等又は制度において内容を記録することとされているもの(3) 単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等であることが明白であるもの(4) 職員が多数の者に順次応対するような要望等であって、記録することが困難なもの(5) その場で要件が終了し、職員が改めて対応し、又は回答する必要がないもの(6) 日常的に行われる営業活動に係るもの(7) 公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの

2 市民の市政への信頼は、外部からの不当な口利きなどを防止する条例だけでは担保できません!市の職員が庁内の不祥事を通報できる、内部公益通報の強化が必要不可欠です!



昨年3月に『市と随意契約を行っているNPO法人が障害者等への報酬費約5億円を不正流用し、そのお金を政治家に渡した』との内容が報道されました。事実関係は不明ですが、この不祥事によって市政への信頼は大きく損なわれました。こうした事態を受け、私は6月定例会で外部の不当な要求等から市職員を守るための口利き等防止条例を提案し、成立しました。しかし、近年では公務員の法令違反や不祥事など、内部の不当な行為によって市民への信頼が損なわれるといった事案も新聞・報道等で取り上げられています。

本市では平成18年から、庁内の不祥事等を職員によって通報できる内部公益通制度を開始していますが、過去の通報件数は0件となっています。市は適正かつ厳格に行ってきた結果との認識を示していますが、過去において■実際には発生していない虚偽の修理や交換によって業

務とは無関係の備品を不正購入していた件 ■市立保育所にて調理員が園児の給食を食べていた件などの不祥事が発生しています。問題なのは、この職員にしか把握できない不祥事は公益通報ではなく、関係者から議員への通報があり、それを受けた議員の指摘によって明らかとなった、という事実です。この結果から、制度が職員にとって活用しづらいだけでなく、実際に機能していないことは明確です。

私は9月定例会でこの課題について取り上げ ■市長の委嘱を必要としない外部窓口設置 ■通法対象に関する具体的な周知 ■全ての相談に対応する為の窓口の一本化などを提案し、通報しやすい環境への改善を要望しました。市民の皆様にご納得いただける制度となるよう、引き続き取り組んで参ります。

3 多額の資金を投入が前提となっている中央体育館再整備計画。市内体育館における借りやすい環境への改善対策を実施した上で、適正規模を再精査すべきです！



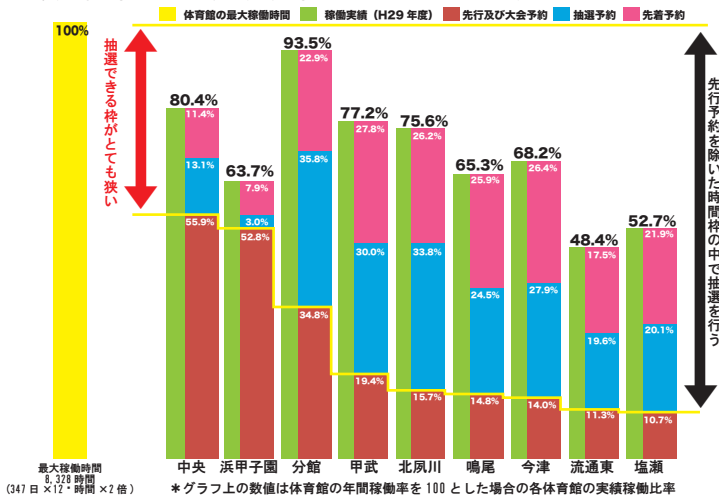
市内の市立体育館について「一部で借りにくい状況なので改善してほしい」という市民の方からのご相談を受け、実態の調査を行いました。体育館の利用にあたっては、**先行及び大会予約→抽選予約→先着予約**の順に予約を行い、決定しています。(資料①は各体育館における予約結果)

中央体育館・浜甲子園体育館・中央体育館分館における先行・大会予約は、他の体育館と比べて**高い比率**となっており、**一般予約の枠が少ない状況**です。また特に稼働率が高い4つの体育館では**希望が集中する時間帯に偏り**が生じている(資料②参照)ほか、体育館の利用料金が利便性や稼働率等に見合わない設定となっているなど様々な課題があり、体育館が借りにくい状況は、**これらの課題が要因**となっています。

こうした課題に対して、**閉館時間の延長や枠の時間変更、先行・大会予約の開催場所の見直し、使用料金の改定**など、対策によって改善が可能であることから、9月定例会で提案を行いました。

現在、中央体育館等の再整備計画が進められています。

【資料①】各体育館の使用実績と各予約の割合(平成29年度)



この計画では、稼働率が高いため、一般利用が困難だった問題を解消する為、メインアリーナに加えて**サブアリーナの建設を予定**しており、市は整備によって**予約できる枠が2倍になる**と説明しています。しかし

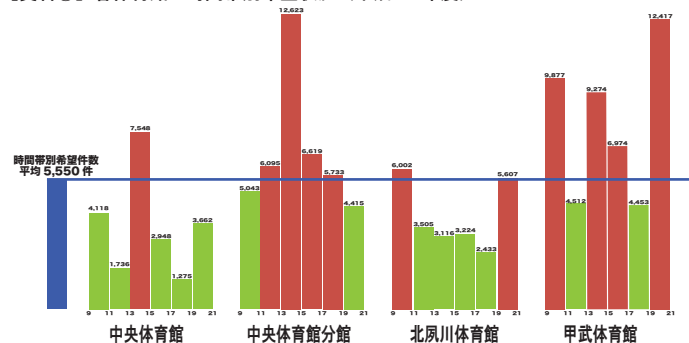
■課題の解消がサブアリーナの建設ありきとなっている可能性がある

■中央体育館の建て替えを行っても、市内体育館全体の課題解消は見込めない

など問題があります。「メイン・サブを合わせた建設費は**約90億円**とされているが、まず私が提案した借りやすい環境への改善を実施した上で、**新体育館の規模等を再精査**すべき」との質疑に対して、石井市長は「**事業費の圧縮や適正な規模などについて検討を重ねる**」と答弁しています。

今年の夏は**記録的な猛暑**が続き、気象庁の発表では、今後この状況は悪化すると予想されています。小・中学校の体育館には空調がほとんど整備されておらず、市立体育館も同様です。避難所などの利用も考慮すれば、**全ての体育館へ空調設置を検討する必要性もある**と考えます。しかし、こうした整備を進める為には**数十億円規模の予算**が必要です。中央体育館の整備については、こうした新たな課題に向けた財源確保も踏まえ、西宮市民全体の公益に資する判断を行うよう、石井市長に期待します。

【資料②】各体育館の時間帯別希望状況(平成29年度)



4 夙川公園敷地内に通勤・通学目的で駐輪する自転車等を撤去できるよう 阪急苦楽園口駅には需要に沿った新たな駐輪場を整備する必要があります！



阪急苦楽園口駅付近の駐輪場では、定期利用を希望する方の**予約待ち人数**が平成30年8月13日現在で**132名**となっており、駐輪場が全く足りない状況です。

自転車通勤・通学を諦めた方は、止むを得ず徒歩などで駅まで通っていますが、**一部の市民が駅近くの夙川公園敷地内に自転車やバイクを停めて通勤・通学を行っている**という市民の方からのご指摘があり、市もその事実を認めています。公園を利用する方の一時的な駐輪は禁止されていませんが、通勤・通学など公園利用とは異なる長時間の駐輪は認められていません。駐輪場を利用できない多くの方々が徒歩での通勤にご理解を示していただく中で、**このような行為は不公平**でしかありません。

駅周辺の道路などへ不法に駐輪した自転車等を撤去する

為には、**自転車等放置禁止区域に指定する**必要があります。私は9月定例会にて『**通勤・通学目的で駐輪する自転車等を撤去出来るよう、問題の公園敷地内を禁止区域に指定すべき**』と主張しました。しかし、禁止地区に指定できる条件は『**駅周辺で駐輪需要を一定以上満たす駐車場が整備されている地域**』と条例で定められており、当局は「一定規模の自転車駐輪場が開設できれば、夙川公園内にも放置禁止区域の指定を検討する」と答弁しています。

苦楽園口駅周辺の駐輪場不足に対する具体的な取り組みについて訪ねたところ、**夙川公園内の線路沿いに新たな駐輪場整備の可能性を検討している**との答弁がありました。私は県・市・民間事業者それぞれの協力によって、駅付近の駐輪場不足解決に取り組むよう要望し、整備後は問題の場所を**放置禁止区域に指定**するよう重ねて要望しました。